

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南越前町長 岩倉 光弘

市町村名 (市町村コード)	南越前町 ( 18404 )	
地域名 (地域内農業集落名)	八乙女 ( 八乙女 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>獣害(シカ、イノシシ)の被害がひどい 電気柵など獣害対策を実施したが、地権者の協力等が得られず、電気柵が張ることができない。 パイプラインの上の方は水の出が悪い。パイプラインの取水口から水が入りにくい 草刈りは地権者の協力をもらい実施している。 営農組合も高齢化が進んでいる。年々気温が上がっており作業がきつい。</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲を中心に作付けを行い、農地中間管理機を介して集約化を進めていく。</li> <li>・耕作放棄地が発生を抑制していく。</li> </ul>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
---------------------------------------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
状況把握に努め、農地中間管理機構を介して、規模拡大可能な担い手に集積集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を介して貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえながら、段階的に基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
安定した農地の受け渡しができるよう、担い手及び耕作者の意向を踏まえながら、各機関と連携して取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在使用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--